工場・倉庫の屋根を活用

賃貸型太陽光発電に注力

省エネ専門のエンジニアリング会社としてコージェネレーションシステムなどで実績のあるテス・エンジニアリング（大阪市）が、賃貸型の太陽光発電事業に力を入れている。企業から工場・倉庫の屋根や遊休地を借りて太陽光発電を設置し、売電事業を行う仕組み。今月1日にスタートした再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を活用した取り組みで、今年度中に1千キロワットクラスの発電施設を10～20カ所に設置、合計1万～2万キロワットの発電を目指す計画だ。

テス・エンジニアリング

初年度の総出力 2万キロワット目指す

FIT制度の根拠となる「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）は昨年8月26日に成立した。これを受け同社は、今年2月ごろから賃貸型太陽光発電事業の営業活動に乗り出した。

営業活動に転機が訪れたのは今年5月。事業の成否の鍵を握る買い取り価格が、当初の想定を上回る40円（税抜き）、期間20年で決まったからだ。事業化のめどが立ったことで同社は営業活動を本格化、部員を増員し、現在25名のスタッフがフル稼働している。

賃貸型太陽光発電事業の主な対象施設は、使われていない工場や倉庫の屋根。遊休スペースの活用により一定期間、賃貸収入が得られ、屋上に太陽光パネルを設置することで遮熱による省エネルギー効果も期待でき、さらに地球温暖化防止への貢献をアピールできるとあって、工場や倉庫を持つ企業の関心は高いという。同社の試算では、1千キロワットの太陽光発電設備を設置した場合の賃貸収入は年間200万円程度。買い取り期間20年で計算すると、顧客の収入は少なくとも約4千万円になる。

ただし、太陽光発電設備の設置先についてはいくつかの条件がある。日照時間が多く、積雪のない地域に立地していることは必須条件の一つだ。屋根の場合、太陽光パネルを取り付けやすく、設置コストを抑えることができる、折り板屋根であることも欠かせない。また、最低500キロワット以上の発電が可能な面積として4千平方メートル以上のスペースが必要だという。さらに工場の場合、海外移転のリスクも考慮に入れなければならない。

再生エネによる電力の買い取り価格は、経済産業省の第三者委員会である「調達価格等算定委員会」の意見を尊重して同省が年度ごとに改正することになっている。ただし、価格はその年度に電気事業者と締結した特定契約に適用される。太陽光発電の場合、来年3月までに電気事業者と特定契約を結べば、40円（税抜き）で20年間の買い取りが保証される。

とはいえ、「事業の先行きを見通すのは難しい」（高崎敏広同社東日本営業部部長代理）。FIT法では、買い取り価格について3年間は事業者の利益に配慮した設定を行うよう定めているが、今年度の価格が来年度以降も適用される保証はないからだ。ほぼ発電事業者側の要望通りとなった買取価格については「（来年度以降）下がることは避けられない」と見る関係者は多い。そのため発電事業者は、条件のよい今年度中に特定契約を結ぼうとしのぎを削っている。

テス・エンジニアリングの高崎部長代理も「今回はブーム」と現状を冷静に分析、「3年間の優遇期間、特に今年が勝負」と語った。